

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定社債等に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号ロ、ハ及びニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者の名称若しくは法第二百二十七条の二第一項本文に規定する特定社債管理補助者の氏名若しくは名称又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の名称</p> <p>〔十一〇十七 略〕</p> <p>（特定資産の管理及び処分に関する事項）</p> <p>第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>（特定社債等に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者又は特定社債に物上担保を付す場合における担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の商号</p> <p>〔十一〇十七 同上〕</p> <p>（特定資産の管理及び処分に関する事項）</p> <p>第十九条 「同上」</p>

〔一・二 略〕

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者又は法第二百二十七条の二第一項本文に規定する特定社債管理補助者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に係る事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

〔四〇七 略〕

（特定出資の併合に関する事前開示事項）

第四十五条の三 法第三十八条において準用する会社法第八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第三十八条において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め^の相当性に関する事項

イ 〔略〕

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

〔一・二 同上〕

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者（特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に係る事項（特定資産が金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

〔四〇七 同上〕

（特定出資の併合に関する事前開示事項）

第四十五条の三 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

「加える。」

(i) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iii) 法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理を予定している場合には、売却に係る特定出資を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を特定社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(2) 当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「加える。」

「二・三 略」

「二・三 同上」

（優先出資の併合に関する事前開示事項）

（優先出資の併合に関する事前開示事項）

第四十八条の二 法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事

第四十八条の二 「同上」

項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第五十条第一項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

イ 「略」

ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項又は第二百三十五条第一項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iii) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を優先出資社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「加える。」

を含む。)

- (iv) 法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に係る優先出資を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を優先出資社員に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）
- (2) 当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「二・三 略」

（役員等賠償責任保険契約から除かれるもの）

第五十五条の二 法第九十六条の二において準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する特定目的会社を含む保険契約であつて、当該特定目的会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該特定目的会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

「加える。」

「二・三 同上」

「条を加える。」

二 役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことよって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることよって当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（募集事項）

第六十三条 法第二百二十二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第二百二十七条第八項又は法第二百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四 法第二百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する特定社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五 法第二百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の

（募集事項）

第六十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

「号を加える。」

「号を加える。」

規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

六|| 「略」

七|| 特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

八・九|| 「略」

(特定社債の種類)

第六十四条 法第二百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

六|| 特定社債管理者を定めないこととするときは、その旨

七|| 「略」

八|| 特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九|| 「略」

十|| 特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第二百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一・十二|| 「略」

(特定社債管理補助者の資格)

第六十九条の二 法第二百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者

四|| 「同上」

「号を加える。」

五・六|| 「同上」

(特定社債の種類)

第六十四条 「同上」

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六|| 「同上」

「号を加える。」

七|| 「同上」

「号を加える。」

八・九|| 「同上」

「号を加える。」

とする。

- 一 弁護士
- 二 弁護士法人

(特定社債権者集会参考書類)

第七十一条 特定社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 「略」
- 二 議案が代表特定社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が特定社債発行人社、特定社債管理者又は特定社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 略〕

(議決権行使書面)

第七十二条 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

五 議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使する

(特定社債権者集会参考書類)

第七十一条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が特定社債発行人社又は特定社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2〕4 同上〕

(議決権行使書面)

第七十二条 「同上」

「一〇四 同上」

五 議決権を行使すべき特定社債権者の氏名又は名称及び行使する

ことができる議決権の額

〔2〕4 略

(特定社債権者集会の議事録)

第七十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔一〕三 略

四 特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は代理人の氏名

五 特定社債権者集会に出席した特定社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は特定社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六・七 〔略〕

4 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により特定社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、特定社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

一 特定社債権者集会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 特定社債権者集会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

ことができる議決権の数

〔2〕4 同上

(特定社債権者集会の議事録)

第七十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 特定社債権者集会に出席した特定社債発行会社の代表者又は特定社債管理者の氏名又は名称

〔号を加える。〕

五・六 〔同上〕

〔項を加える。〕

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

〔一〇十九 略〕

二十〇 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号

二十一 〔略〕

二十二 法第二百四十五条第二項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十二条第五項

二十三 法第二百四十九条第一項(法第二百五十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する会社法

第七百三十一条第三項第二号

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百三十条 〔同上〕

〔一〇十九 同上〕

〔号を加える。〕

二十 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十一 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号

<p>二十四 法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五條の二第三項第二号 「号を削る。」 二十五〜二十八 「略」</p>	<p>「号を加える。」 二十二 法第二百五十条第三項において準用する法第六十三条第三項第二号 二十三〜二十六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	